

# 第38回 接続料の算定等に関する研究会 ヒアリングご説明資料 (フレキシブルファイバの扱いについて)

KDDI株式会社

2020年11月24日

1

**接続として取り扱う範囲の明確化**

2

**フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の確保**

1

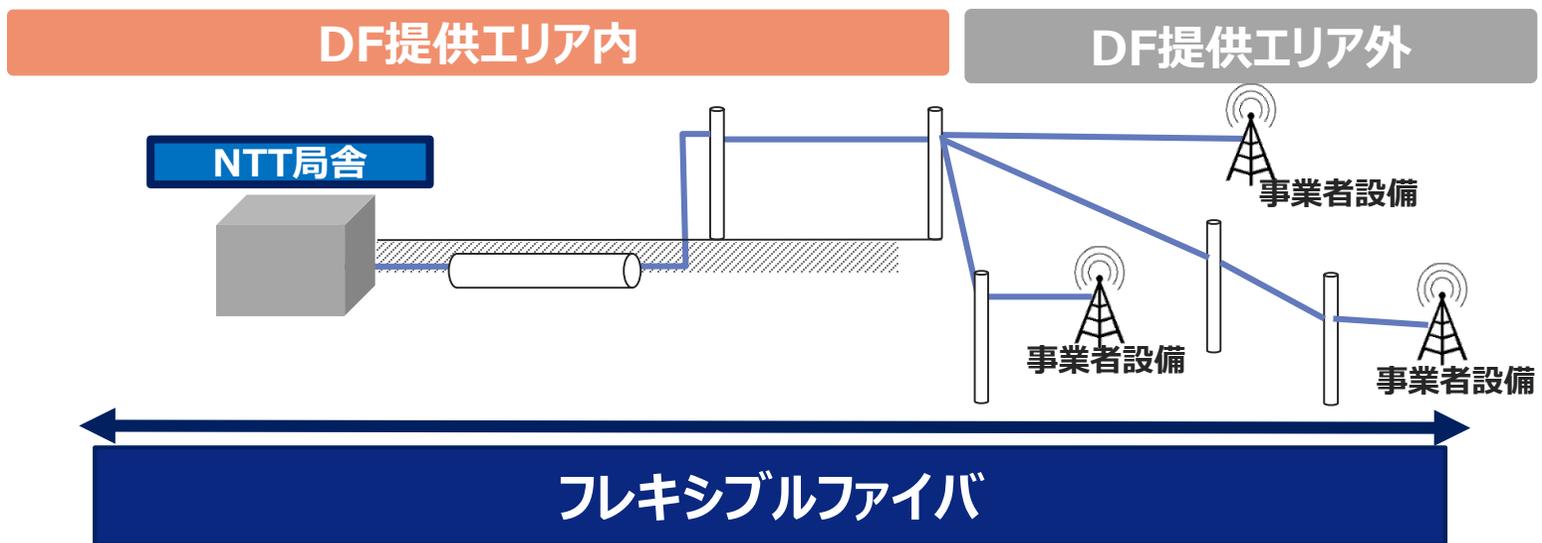
**接続として取り扱う範囲の明確化**

2

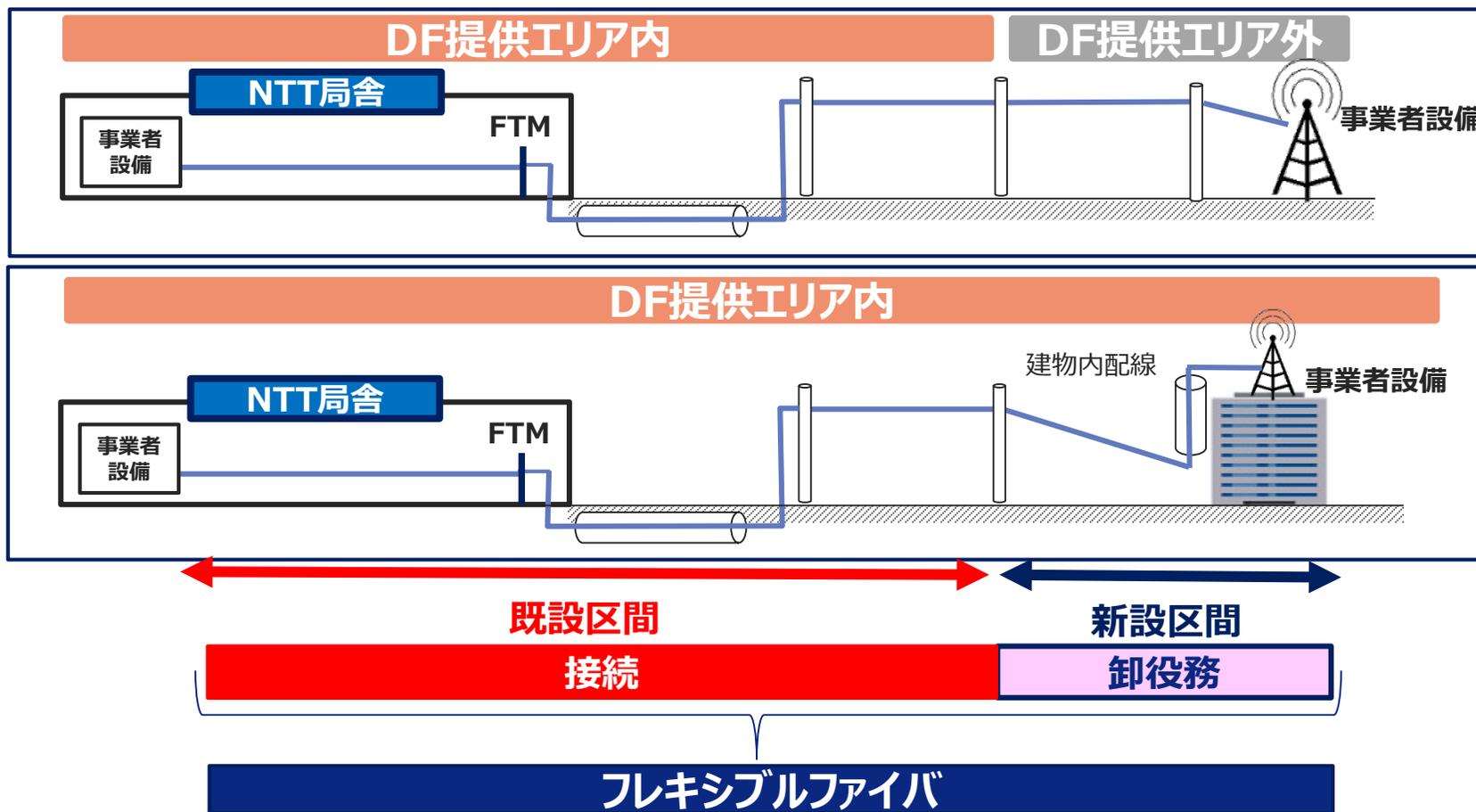
フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の確保

5Gエリアの早期整備が求められる中、NTT東・西のボトルネック設備である  
光ファイバは、全国的なサービス展開に欠かせない存在  
その光ファイバを使ったフレキシブルファイバは  
基地局整備における重要な選択肢の一つ

フレキシブルファイバは**低廉**かつ利便性のよいメニューであるべき  
特に、ダークファイバの提供エリア内・外を**一気通貫で利用**できることが肝要



フレキシブルファイバの既設区間はダークファイバと同じ設備を使うため  
**「接続」と整理すべき**  
その上でサービスは**「一気通貫で利用」**できることが肝要



既設区間を接続、新設区間を卸にした場合に非効率性が生じるとのご意見について合理的理由を説明いただきたい

1

接続として取り扱う範囲の明確化

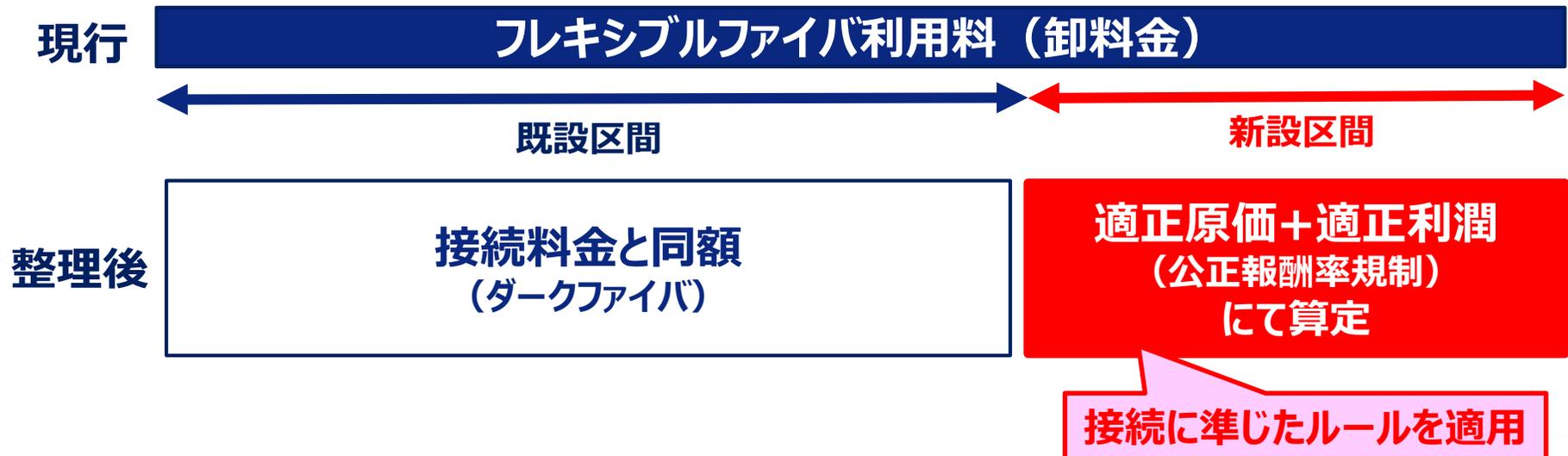
2

フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の確保

フレキシブルファイバの既設区間は「**接続**」と整理し、  
利用料は「**接続料金と同額**」とすべき

また、フレキシブルファイバが基地局整備における重要な選択肢であることや  
第一種指定電気通信設備である点を踏まえ

**新設区間の利用料についても接続に準じたルールを適用し**  
**「適正原価+適正利潤（公正報酬率規制）」で算定すべき**



フレキシブルファイバが基地局整備における重要な選択肢であることや  
第一種指定電気通信設備である点を踏まえ  
その提供条件の適正性・公平性・透明性を確保することが重要

手続方法や標準的期間、負担すべき金額等を接続約款に定めるべき

手続方法	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 情報開示手続</li><li>✓ 調査申込みに対する回答結果を受ける手続</li></ul>
手続にかかる標準的期間	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 標準的期間の設定<ul style="list-style-type: none"><li>- 情報開示請求～開示</li><li>- 利用開始までの期間</li></ul></li></ul>
負担すべき金額	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 接続料規則に準拠した原価・利潤の算定（公正報酬率規制）</li><li>✓ 算定根拠の開示</li></ul>

その他、線路設計、物品調達、保守作業等が効率的に行われているかについて確認するために、まずは利用事業者との十分な協議の機会を設け、状況に応じて、総務省にて確認・検証を行う仕組みも必要

NTTグループと競争事業者が  
完全に同等な条件・環境で利用できることが必要

特定の事業者が特別に優遇された取引条件で  
提供を受けていないかどうか総務省にて確認・検証いただきたい

例えば、次のような点について差別的な取扱いがないか確認したい

- ✓ 各種情報の提供時期（光ファイバのエリア化予定等）
- ✓ 線路敷設における各種交渉の優先度（民地交渉等）
- ✓ 設備枯渇時における優先度
- ✓ その他、現状公開されていない情報

Tomorrow, Together

**KDDI**

おもしろいほうの未来へ。

*au*